

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飛騨市長は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飛騨市長

公表日

令和2年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定により、特定個人情報を国民健康保険の資格管理・賦課・収納・給付に関する以下の事務において利用する。</p> <p>①被保険者の資格得喪に関すること。 ②被保険者に係る申請・届出等の受理に関すること。 ③被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、高齢受給者証等の交付・再交付・返還受理に関すること。 ④保険料の賦課、減免に関すること。 ⑤保険料の徴収に関すること。 ⑥保険給付に関すること。 ⑦保険料の滞納処分に関すること。 ⑧資格の継続管理に関すること。 ⑨高額療養費該当回数引継ぎに関すること。</p> <p>番号法別表第二に基づき、当市は情報提供ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込システム、宛名管理システム、滞納整理システム、中間サーバ・ソフトウェア 新国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「新国保総合(国保集約)システム」という。） ※新国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される新国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される新国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル 国民健康保険税(料)システムファイル 国民健康保険(給付)システムファイル 収納消込システムファイル 宛名管理システムファイル 滞納整理システムファイル 資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44の項) ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 [オンライン資格確認の準備業務] ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	飛騨市市民福祉部市民保健課
②所属長の役職名	市民保健課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飛騨市市民福祉部市民保健課 〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 TEL0577-73-7464
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飛騨市市民福祉部市民保健課 〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 TEL0577-73-7464

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5①部署	飛騨市市民福祉部市民児童課	飛騨市市民福祉部市民保健課	事後	
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 野村 賢一	課長 面手 裕一	事後	
平成29年4月1日	I 7請求先	飛騨市市民福祉部市民児童課 〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 Tel0577-73-7464	飛騨市市民福祉部市民保健課 〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 Tel0577-73-7464	事後	
平成29年4月1日	I 7連絡先	飛騨市市民福祉部市民児童課 〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 Tel0577-73-7464	飛騨市市民福祉部市民保健課 〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 Tel0577-73-7464	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成28年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5②所属長	課長 面手 裕一	課長 三井 大輔	事後	
令和2年4月1日	I 5②所属長	課長 三井 大輔	市民保健課長	事後	
	IVリスク対策		(項目追加による記載)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和2年12月28日	I 1②事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	オンライン資格確認の仕組みが令和3年3月を目途に運用開始されることに伴い事業を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月28日	I 1②事務の概要		<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために期間別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加
	I 1③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、収納消込システム、宛名管理システム、滞納整理システム、中間サーバ・ソフトウェア、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込システム、宛名管理システム、滞納整理システム、中間サーバ・ソフトウェア、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	国民健康保険(給付)システムを追記
	I 1③システムの名称	次期国保総合システム、国保情報集約システム	<p>新国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「新国保総合(国保集約)システム」という。)</p> <p>※新国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される新国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される新国保総合PCで構成される。</p>	事後	「時期国保総合システム」を「新国保総合システム」に名称変更するとともに、新国保総合システムと国保情報集約システムの説明を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 2特定個人情報ファイル名	国民健康保険システムファイル、国民健康保険税(料)システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル	国民健康保険システムファイル、国民健康保険税(料)システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、収納消込システムファイル、宛名管理システムファイル、滞納整理システムファイル、資格情報ファイル	事後	国民健康保険(給付)システムファイル、宛名管理システムファイル、資格情報ファイルを追記 口座システムの情報は個人番号と紐付けないため削除
	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
令和2年12月28日	I 3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	個人番号の利用の法令上の根拠に、オンライン資格確認の仕組みが令和3年3月を目的に運用開始されることに伴い、国保連合会又は支払基金に情報の収集、整理、利用、提供に関する事務を委託する根拠を追加
	I 4②法令上の根拠	・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44の項)	・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44の項) ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠に、情報照会事務の根拠を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の情報提供事務の法令上の根拠に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の条項を追加
令和2年12月28日	I 4②法令上の根拠		[オンライン資格確認の準備業務] ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関係符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠に、オンライン資格確認の準備業務の根拠を追加
	II 1いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和2年12月1時点	事後	
	II 2いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和2年12月1時点	事後	